

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目2番2号

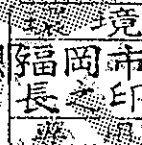
氏名 松田産業株式会社

〔法入にあっては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 松田 芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一



許可の年月日 令和元年6月3日

許可の有効年月日 令和8年6月2日

複写禁止

- 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）  
積替え保管を含む  
産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、以下余白  
積替え保管を含まない  
産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、動植物性残さ（以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、以下余白
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
裏面のとおり
- 許可の条件  
積替え保管行為は、裏面の施設以外では行わないこと
- 許可の更新又は変更の状況  
令和元年6月3日 更新許可
- 積替え保管の有無  
記載なし
- 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無  
なし

## 備考

「優良」の表示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3に規定する、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合したことを示すもの。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 福岡市東区松島五丁目2番19号

産業廃棄物の種類	保管面積	保管上限	保管高さ
廃プラスチック類	7.50m <sup>2</sup>	11.52m <sup>3</sup>	2.8m
金属くず	5.00m <sup>2</sup>	5.76m <sup>3</sup>	2.8m
ガラスくず等	5.00m <sup>2</sup>	5.76m <sup>3</sup>	2.8m
汚泥	5.00m <sup>2</sup>	3.20m <sup>3</sup>	2.0m
廃油	3.75m <sup>2</sup>	0.45m <sup>3</sup>	2.0m
廃酸	5.00m <sup>2</sup>	2.40m <sup>3</sup>	2.0m
廃アルカリ	5.00m <sup>2</sup>	2.40m <sup>3</sup>	2.0m
水銀使用製品産業廃棄物	3.75m <sup>2</sup>	2.42m <sup>3</sup>	2.0m
水銀含有ばいじん等	3.75m <sup>2</sup>	2.40m <sup>3</sup>	2.0m

以下余白

許可番号 第07760000192号

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社

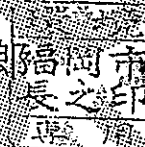
法人にあっては名称及び代表者の氏名

代表取締役 松田 芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 令和 2年 7月 7日

許可の有効年月日 令和 9年 7月 6日

複写禁止

1. 事業の範囲 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)

積替え保管を含む

特別管理産業廃棄物の種類  
第2面のとおり

積替え保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類  
第3面のとおり

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	特管の種類	面積	保管上限	保管高さ
福岡市東区箱崎五頭六丁目1番7号	廃アルカリ	2.25㎡	0.30m	0.5m
福岡市東区松島五丁目2番19号	汚泥	5.00㎡	3.20m	2.0m
	廃油	3.25㎡	0.45m	1.2m
	廃酸	5.00㎡	2.40m	2.0m
	廃珪酸	5.00㎡	2.40m	2.0m
	廃水銀等	3.50㎡	2.40m	2.0m

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 7月 7日 更新許可

5. 積替え保管の有無

記載なし

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

なし

備考

「優良」の表示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の12の2に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合したことを示すもの

事業の範囲

積替え保管を含む

特別管理産業廃棄物の種類

複写禁止

汚泥	水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、有機燐化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、「1, 2-ジクロロエタン」、「1, 1-ジクロロエチレン」、「1, 1, 1-トリクロロエタン」、「1, 1, 2-トリクロロエタン」、「1, 3-ジクロロプロペン」、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、「1, 4-ジオキサン」、以下余白
廃油	揮発油類・灯油類・軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、「1, 2-ジクロロエタン」、「1, 1-ジクロロエチレン」、「1, 1, 2-トリクロロエタン」、「1, 3-ジクロロプロペン」、ベンゼン、「1, 4-ジオキサン」、以下余白
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、有機燐化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、「1, 2-ジクロロエタン」、「1, 1-ジクロロエチレン」、「1, 1, 1-トリクロロエタン」、「1, 1, 2-トリクロロエタン」、「1, 3-ジクロロプロペン」、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、「1, 4-ジオキサン」、以下余白
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、有機燐化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、「1, 2-ジクロロエタン」、「1, 1-ジクロロエチレン」、「1, 1, 1-トリクロロエタン」、「1, 1, 2-トリクロロエタン」、「1, 3-ジクロロプロペン」、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、「1, 4-ジオキサン」、以下余白
廃水銀等	以下余白

環  
福  
長

事業の範囲  
 積替え保管を含まない  
 特別管理産業廃棄物の種類

複写禁止

汚泥	水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、有機燐化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、「1, 2-ジクロロエタン」、「1, 1-ジクロロエチレン」、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」、「1, 1, 1-トリクロロエタン」、「1, 1, 2-トリクロロエタン」、「1, 3-ジクロロプロペン」、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、「1, 4-ジオキサン」、以下余白
廃油	揮発油類・灯油類・軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、「1, 2-ジクロロエタン」、「1, 1-ジクロロエチレン」、「1, 1, 2-トリクロロエタン」、「1, 3-ジクロロプロペン」、ベンゼン、「1, 4-ジオキサン」、以下余白
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、有機燐化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、「1, 2-ジクロロエタン」、「1, 1-ジクロロエチレン」、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」、「1, 1, 1-トリクロロエタン」、「1, 1, 2-トリクロロエタン」、「1, 3-ジクロロプロペン」、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、「1, 4-ジオキサン」、以下余白
廃アルカリ	水素イオン濃度指数1.2.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、有機燐化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、「1, 2-ジクロロエタン」、「1, 1-ジクロロエチレン」、「シス-1, 2-ジクロロエチレン」、「1, 1, 1-トリクロロエタン」、「1, 1, 2-トリクロロエタン」、「1, 3-ジクロロプロペン」、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、「1, 4-ジオキサン」、以下余白
廃水銀等、以下余白	



## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

氏名 松田産業株式会社

〔法人にあつては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 松田 芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 令和 3年 9月 6日

許可の有効年月日 令和 10年 9月 5日

複写禁止

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

事業の区分 中間処理業  
処理方式 破碎  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破碎物を除く。）、以下余白

2. 事業の用に供する施設

施設の種類 破碎施設  
設置場所 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目1番7号  
設置年月日 平成11年 9月 6日  
処理能力 廃プラスチック類 2.24t/日（8時間）  
金属くず 1.20t/日（8時間）  
ガラスくず等 4.00t/日（8時間）

3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にある建物内にて行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3年 9月 6日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

あり

## 備考

「優良」の表示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4の2に規定する、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合したことを示すもの。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。